

ID: 383

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	介護保険サービスの種類の指定変更		
法令名 根拠条項	介護保険法 第37条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第37条第4項及び省令第59条第3項の規定による。 (介護給付等対象サービスの種類の指定)</p> <p>第37条</p> <p>4 市町村は、第2項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。</p> <p>5 市町村は、前項の規定により第2項の申請に係る被保険者について第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。</p> <p>介護保険法施行規則 (介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請)</p> <p>第59条</p> <p>3 市町村は、第1項の申請を受けたときは、同項第1号に掲げる事項（個人番号を除く。）及び同項の申請に係る被保険者が第2号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第27条第3項から第6項まで（第5項後段を除く。）の規定の例による。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日